

徳島県選挙管理委員会告示第百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の名西選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十二月二十六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
名 西	八、四六三人